

# 東南アジアの知財制度と模倣品対策 セミナー講演録



特許庁審査第一部 主任上席審査官 **大熊 靖夫**

## 要 約

本講演録は、平成 27 年 11 月 16 日、「東南アジアの知財制度と模倣品対策」と題して、前・日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部長（東南アジア担当）の大熊靖夫様にご講義頂いた内容を、貿易円滑化対策委員会委員が抜粋したものである。

東南アジア地域は人口規模が大きく、模倣品についても巨大市場であることが知られている。東南アジアでは知財制度の法整備が進められているものの、知財法制度の実効性については必ずしも十分な状況ではないと言われている。東南アジアの知財制度と模倣品対策の実情を本誌において紹介する。特に、東南アジアの概況や ASEAN の動き、東南アジア主要各国の知財制度や各種統計、模倣品エンフォースメントの概要についてご説明頂いた。

## 目次

- 第 I 章. 東南アジアについて
- 第 II 章. 東南アジア地域の知財を巡る状況
- 第 III 章. 東南アジア各国の知財制度と模倣品対策
- 第 IV 章. ASEAN と知財の取組
- 第 V 章. 質疑応答

### 【第 I 章】

【大熊】皆様、こんにちは。ただいまご紹介頂きました大熊でございます。これから 3 時間、できるだけ私が知っていることをお伝えできればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。早速、中身に入ります。東南アジア 10 カ国の知財と模倣品対策に関するご紹介です。

今日お話しする中で、東南アジアと ASEAN を明確には区別せずに使ってしまうと思います。そういった意味を込めて、最初のスライドのタイトルに「東南アジア諸国≒東南アジア諸国連合 (ASEAN) 加盟国」と書かせていただきました。東南アジアの国々、すなわち東南アジアという地理的なエリアの中の国々は、凡そ ASEAN の加盟国ということです。地理的に東南アジアに属するものの、ASEAN に入っていない国は、東ティモールというインドネシアから独立した国くらいです。そういった経済的にごく小さな国が入っていない程度ですので、ASEAN 加盟国と東南アジア諸国はほぼ同じ国々の集合体を示すといえます。その

ため、同じような国々を示すものとして呼んでいます。

ASEAN の加盟国は 10 カ国ございまして、一番大きい国はインドネシアです。人口は 2 億 4,000 万人程度と、非常に多く、東南アジア、ASEAN 全体の人口の約 4 割を占めます。また、GDP もずば抜けています。国土も広く、インドネシアの東西の長さは、アメリカ大陸のそれよりも長い位です。他方、小さい国はといいますと、人口が一番少ないのはブルネイで、40 万人しかいません。また、面積が小さいのはシンガポールで、東京 23 区ぐらいの大きさしかなく、国のサイズや人口規模も随分違います。

経済的な豊かさの点でも異なります。1 人当たりの GDP が一番高いのはシンガポールで 5 万ドル。それに次いで、これは天然資源のおかげですけれども、ブルネイの 4 万ドルです。こういった豊かな国がある一方で、ミャンマーやカンボジアは 1 人当たりの GDP が年間 1,000 ドル未満であり、後発開発途上国と呼ばれています。このように経済的な格差も大きいものがございます。

一般の工員の給料は、例えばシンガポールは非常に高く 1,200 ドルですから、シンガポールに工場をつくる場合は、付加価値の高いものでなければ採算が合いません。タイですと、2012 年で 280 ドルです。ただ、これも最低賃金を定める法律が変わっていますので、

今は300ドルを超えるほどです。そのため、例えばタイのバンコクの工場を、ヤンゴン、プノンペン、ビエンチャンという後発開発国の都市に移す企業も増えています。

ただ、安いからそこに行けばいいのかというと、もちろんそこには様々なリスクがあります。それは、政治的な不安定さもあれば、社会的なインフラの脆弱さもありません。例えば停電とか瞬電というような、電気がちょっと停まってしまうとか、あるいは、道路が整備されておらず、悪路のために、せっかく物をつくっても、運ぶ途中で壊れてしまうとか、そういうハード面でのインフラの問題もあります。また法整備や色々な許認可の遅れといったソフト面でのインフラの問題もあります。企業の方は、そういったものを総合的に勘案して、工場をつくったり、物売りに行ったり、あるいは特許出願をしたりということを判断されています。

また、日本から見ると、どの国も似たような民族によって構成されているのだろーと思われかもしれませんが、違ってあります。まず言葉が違います。彼らの間でもあまり通じません。ブルネイとマレーシア、インドネシアあたりはお互いにある程度通じ得ると、タイとラオスもそこそこ通じますが、それ以外の国々の間ではまず通じません。話し言葉のみならず、文字も違います。そういった点から、なかなかコミュニケーションが難しい地域です。

さらに宗教ですが、イスラム教、仏教、キリスト教と、様々です。東南アジアの中でも島嶼部と呼ばれる南のほう、インドネシアやマレーシアはイスラム教が強く、大陸部といわれるインドシナ半島、ベトナムやタイは仏教になります。また、フィリピンはキリスト教が多数になります。

次に、各国における今後の成長性です。東南アジアのGDP規模は、爆発的に増えるといった見通しは無く、むしろ、安定的な経済成長を遂げると推測されています。すなわち、中国やインドのような急激な伸びではなく、より緩やかな経済成長を今後も続けていくとの見通しです。

また、東南アジア諸国の人口年齢分布も、全てきれいな末広りの形かといいますと、必ずしもそうではございません。タイについて、学者さんの中には、もう高齢化社会に入っているとされる方もいらっしゃいます。また、ベトナムも、二人っ子政策の影響もあ

りまして、きれいな広がりを見せてはいません。このように、人口ボーナスを終えているような、終えつつあるような国もございます。すなわち、東南アジアは全部途上国で人口増加もこれからかという、必ずしもそうではございません。

このように、経済面だけではなく、文化面、あるいは社会体制の面でもさまざまな国が存在する、集まっている地域となります。

日系企業の進出状況を示すひとつの目安として、各国における日本の商工会議所の会員数を見てみます。会員数の推移を見ますと、例えばマレーシアとかシンガポール、フィリピンなどの主要国は、会員企業数自体は多いのですが、増減のトレンドは横ばいです。その中で、タイは2011年位から会員数が増えています。これは進出企業そのものの増加もあると思いますが、洪水やクーデターの影響もあると思われます。と言いますのも、現地の日本法人は、必ずしも商工会に入らなければならない訳ではなく、会員数は約1,600社ですけれども、実際の進出企業数は3千社~4千社、或いは、もっとあるとも言われています。そして、現地が不安定な状況になると、皆さん情報が必要なので、商工会に入るのです。そのため、会員数がさらに増えた要因のひとつには、洪水やクーデターがあったことで、情報収集の必要性が高まり、商工会に入る会社が増えたためだと思います。

他方で、東南アジアの中でも、やはり新興国への日系企業の進出はより顕著です。ベトナムやインドネシアの会員数は確かに増加傾向ですし、母数こそ小さいですが、カンボジアやミャンマーの会員数はこの数年で何倍にもなっています。先日、ミャンマーの商工会会員数が270社を超えたという新聞記事を見ました。日系企業も後発国に進出していることがわかると思います。

## 【第Ⅱ章】 次に、東南アジア地域全体の知財をめぐる状況についてご紹介します。

ASEAN加盟国は10カ国ですが、そのうちの6カ国（フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム）のみを経済的な指標で比べることがしばしばあります。その理由は、残り4カ国の経済規模が小さいためです。人口が40万人しかないブルネイと、後発開発途上国であるカンボジア、ラオス、ミャンマーです。この4カ国を除いた「主要」

な6カ国だけで分析しているものが多く出てまいりますが、これらの国々を「ASEAN6(シックス)」と呼んでおります。

グラフに掲載された国々の特許出願件数をみますと、2013年、一番多いのがシンガポールで、大体1万件程度です。次いで、マレーシア、インドネシア、タイが、6千件~7千件程度の出願件数です。いずれも、凡そ国の規模相当の出願件数と思われまゝです。ちなみに、先程述べた残り4カ国は、概ね数十件の出願件数です。

次に、出願人の国籍別特許出願状況をみますと、日本をはじめ、先進国からの出願が多くなされています。特にタイでは、日本国籍の出願が多く、出願全体の3割以上を占めます。ベトナムでは日本からの出願の割合が高く、また、欧米国籍の出願も多くなっています。

他方、内国法人の出願もそれなりにはあるのですが、その中には、多国籍企業の現地法人による出願も相当程度入っているものと思われまゝです。すなわち、例えばタイですと、全体の21%がタイ国籍となっていますが、純粋にローカルなタイ企業からの出願はもっと少ないと思われまゝです。

次に、出願人国籍別意匠・商標出願状況です。意匠や商標の場合、特許に比べて、自国からの出願が増えます。やはり、特許に比べるとローカルな会社からも出願されています。この傾向は途上国全般にいえること、東南アジア諸国も同様の傾向にあります。出願件数は、意匠ですと2千から4千件程度ですが、商標になるとひと桁増えて3万から4万件になります。これも途上国全般に同様の傾向がございまして、特許は取っても効果が期待できないけど、商標は取っておこうと。これは外国の企業も、自国の企業も考えることで、大体商標のほうがぐっと件数が多くなります。

次に、東南アジア各国における、知的財産法の整備状況についてご説明します。WTO・TRIPSに東南アジアの各国は皆入っていますし、基本的な法令を有しているのは、ある意味当然と言えば当然です。ただ、法律はあっても、実態、運用面が整っていない国が多く見受けられます。例えば、特許出願をしても権利化までに随分時間がかかるとか、あるいは、代理人制度が十分に整備されていなくて、なかなかしっかりした権利化が図れない問題もあります。また、権利化後、権利行使をしよう、例えば模倣品対策をしようと

しても、警察や税関があまり取り合ってくれないということも生じます。知財に対するマインドの低さです。裁判になっても、あまり大したペナルティーも科されないことが多く、法制度が整ったからといって、知財制度に関する問題が凡そ解決するかというと、全くそうではないのが実状です。

次に、東南アジア各国の現在の条約加盟などへの取り組みについてご紹介します。様々な条約の中でも、PCTとマドプロとハーグについて、ASEANの国々は重点的に加盟しようとしております。2015年12月末にはASEAN経済共同体ができる予定ですが、それまでにPCTとマドプロにはみんな入ろう、ハーグには最低7カ国入ろうと言っています。ただ、現状はまだです。全ての目標達成は不可能ですので、今後、引き続きの目標と課題になると思います。

次に、知財情報へのアクセスに関する制度整備の簡単なご紹介です。先進国であれば、特許庁のホームページから情報がとれる、公報などを見ることができ、ある意味当たり前なのですが、東南アジアでは、データの欠損などがあり、なかなか難しい。また、判決文の公開についても、もともと裁判をどれだけ公開するかという、公開が当たり前ではない国も東南アジアには多々あり、そういった情報がとれない国がございまして。

例えばタイですと、知財国際取引裁判所というのがあり、私が赴任したころは、裁判所の図書室のようなところ、閲覧室に行けば、コピー機があって、お金を払えばコピーができたのですが、その後、コピー機が撤去されて、コピーはもうだめだというふうなことを言われて、なぜ運用が変わったのかもよく分かりませんでした。判決文へのアクセスもあまり明確な決まりがなく、その時々で変わるようでした。

職務発明については、東南アジア諸国の規定はほぼ全て、企業帰属です。一方で、対価の支払いなどには違いがあります。例えば、タイの場合は、特許法の中で、知財局の局長が対価の額を決め得るという旨が規定されていて、実際に、知財局に対して裁定の申し出もあったと聞いております。ただ、事例はかなり少ないようです。

次に、東南アジア各国において、特許、意匠、商標の登録までに平均してどれぐらい時間がかかるか、また、出願から登録までの費用の大まかな見積もりを見ていきます。

限られたサンプルチェックの結果ですが、タイが登録まで時間がかかっていることと、費用で言えばシンガポールが高いといえます。なお、シンガポールは非常に時間が短いのですが、これは、データ取得時はまだ実体審査をシンガポール特許庁 (IPOS) 自身で行わず、他国の審査結果を活用していた事情があります。現在は、IPOS 自身が実体審査を行っていることから、これよりは時間がかかっているかもしれません。

次に、20年間の特許維持年金を含めた東南アジア各国の費用についての大きな見積もりをみていきます。インドネシアが高いようで、国によって年金の額にも開きがあることが分かります。ところで、インドネシアは、権利者が権利放棄の請求をしなければ、当局から未払いの年金を払えと言ってくるようですが、当局の通知に対しては、対応されていない方が多いと承知しております。

次に、実用新案ですが、東南アジアの主な国々ですと、シンガポール以外は実用新案あるいは小特許の制度を有しております。特許に比べると費用も安く、権利化までの期間も短いのがメリットです。例えば、特許ですと時間がかかるタイにおいても、実用新案だと早く権利化されるのです。これは無審査ですからある意味当然なのですが、尚、インドネシアやマレーシアはそれぞれ期間が長くかかっていますが、これらの国々は、一応、実体審査を行い、新規性を見るということですので、そういう理由で権利化に要する期間の長短が生まれています。

次に、意匠については、意匠出願の権利化もタイだけが極めて遅いです。他方、シンガポールは無審査ですから早くなっています。

続いて、商標の権利化までの平均した期間の目安と費用を見ていきます。シンガポールやマレーシアが他の東南アジアに比べ比較的費用がかかることと、ベトナムにおいて権利化までに時間を要することがわかります。

権利化した特許の質がどうかということもよく尋ねられるのですが、定量的な指標はございません。ただ、東南アジアの代理人の資格制度は、資格の範囲も様々、取得の条件も様々です。そのため、代理人の資質に注意といいますか、国によってはしっかり管理されていないと思われれます。明確な制度がない国もありますし、その国の国民であればいいなどといった国もあります。このように、代理人の質も開きがあり、不

安は残ります。

もうひとつの不安は、言葉の問題、誤訳のリスクです。日本語からタイ語、ベトナム語、インドネシア語、クメール語へどうやって訳すのかという問題です。日本語から一旦英語に翻訳する場合もあると思いますが、訳したものの正しさをどうやって確認するのかという問題です。中国でも同じようなことが以前から、今もございますけれども、翻訳の確認はコストのかかる作業です。実際に特許権を現地で使おうとして裁判まで起こしたけれども、意味が通じないというか、クレームの解釈がうまくいかないために権利行使できず、誤訳がそのひとつの理由になったケースもあります。このように、特に特許の場合は、使える権利を取得するのが難しい実態がございます。

次に、模倣品・海賊版の話です。自動車・二輪車の部品 (エンジン、ホイール、ブレーキパッド、ベアリング、ステッカー、オイルフィルター等)、電気製品 (炊飯器、ラジオ、CD/DVD プレイヤー、電池等)、事務用品 (インクカートリッジ、電卓、ペン等)、その他の工業製品 (汎用エンジン、ポンプ、冷凍機用潤滑油等)、日用品 (T シャツ、パジャマ、腕時計、靴、財布、食品、シャンプー等)、化粧品、海賊版 CD/DVD (ゲームソフト、PC ソフト、音楽、映画、アニメ・ドラマ TV 番組等) など、模倣品・海賊版は色々なものが流通しています。

そこで、このような模倣品・海賊版の問題を権利者がどれだけ認識しているかをご紹介します。毎年、日本の特許庁が企業の方に、どういった国や地域で模倣品の被害に遭っていますかとアンケートを実施しています。

アンケート結果によれば、中国においては、回答者の7割ぐらいが「被害を受けました」と回答されており、ひどい国だというふうになるわけです。一方で、東南アジアの国においては、そんなに被害に遭っている方がいらっしやらない。欧州や北米における被害率と比べても低いのです。

片や、BSA というソフトウェア団体が調査した、PC にインストールされた不正コピー率を見ますと、中国の74%に対して、インドネシアは84%ですし、ベトナムも81%、タイも71%となっており、同程度の割合です。

つまり、「被害を受けました」という認識だけをみると、東南アジアの国々は、欧州や北米と比べても、随

分模倣品が少ないという印象を受けます。しかし、これはあくまでも被害を認識している率であって、実際に市場にどれだけ模倣品が出ているかという実態をあらわしているわけではないと考えられます。

私がバンコクにおりましたとき、企業の方からご相談いただいた話です。ラオスで今度うちの会社の製品を売ろうと思うが、全く売ったことがない、代理店もない。それで、現地へ調べに行ったところ、現地の人から「いやいや、おたくの商品は、その製品の市場で既に7割を占めるトップシェアです」と言われた。確かに、市場を調べると、その会社のロゴがついた商品ばかりなのです。ただ、その国ではうちは商売をしていませんということで、そのような不正商品を今後どうやってきれいにしていくかが宿題、課題になりました。そういったことで、認識率と実態とは当然ながら違うのです。もっとも、認識していなければ、遺失利益も無い、あるいは少ないとは言えるかもしれません。被害の実態を調べるのもコストがかかりますので、そこは費用対効果の判断になります。

次に、東南アジアに流通する模倣品がどこから来ているのか、あるいはどこでつくられているのかという話ですが、アンケートの結果からは、中国から不正商品が流れてきているといえます。

そこで、水際の話になります。中国から国境を越えて流れてくるので、できれば水際でとめたいとなります。中国製模倣品流入のあくまでイメージですが、中国で生産された模倣品の国内消費は3割程度で、ASEAN 域内模倣品の8割が中国製とも言われています。

税関の制度ですが、東南アジア各国、さまざまではあります。法令整備の課題もありますが、整備後の運用・実効性の低さも問題です。実際に機能していない国がたくさんあります。また後ほど、各国ごとに制度をご紹介します。

中国から流れてきているということで、現地の日本人商工会も、ASEAN 当局に対して中国と協議をしてくれというお願いをしています。中国から流れてくる模倣品について、主体的に対処してくれないかと。

模倣品の流れについて、ASEAN 側と中国との間で話し合うなどして、どうにかしてくれないかということ、活動しているようなのですけれども、中国で生産された模倣品がどんどん流れてきていて、大体8割の模倣品が中国製と言われる中で、モグラたたきが続

いています。

ところで、東南アジアではインドネシアではよく反模倣品のイベントやセレモニーが行われます。例えば、この写真(写真1)は、インドネシアの法務人権大臣が、日本メーカー製のエンジンの偽物をハンマーで叩くセレモニーです。私もタイで、やっぱり模倣品セミナーか何かのイベントで、模倣品をたたき割りました。こういったイベントも続いています。



写真1 偽物をハンマーで叩くセレモニー

東南アジア全体の模倣品問題を簡単にまとめますと、まず、被害の実態が個々にはよくわかっていない。これは調べるのにもコストがかかるということです。

とはいえ、多くが中国からの流入らしいことはわかっています。

しかし、中国からの流入なので、東南アジア当局の当事者意識は薄く、全般にあまりやる気がありません。どうかしてくれと言っても、「いやいや、模倣品をつくっているのは中国人だ、中国が悪いのだからそっちに言ってくれ」、とか「日本人はもう十分お金を持っているじゃないか」などと言われて、彼らにやる気になってもらうのが大変です。

更に、結局、製造元が中国となると、国境を越えて、国をまたいで追求する際のコストの問題があります。対策にお金、リソースをどのように使うべきか、権利者も頭を悩ませています。

次に、冒認商標です。中国でよく注目されますが、東南アジアでも昔から現在までいろいろとごまかす。東南アジアのほうが冒認は多いと言われる方もい

らっしゃいます。悪知恵のある方がいろんな商標を買って登録し、転売目的で売ることが昔からあります。

最後に、なかなか縁が切れない話として、賄賂、ファシリテーションについてご説明します。

例えば、以前、インドネシア特許庁に写真（写真2）のポスターがありました。「職員にチップを渡さないで」という趣旨が書かれています。こういったポスターが、私が行ったときには沢山あって、賄賂の撲滅に対する強い意思を感じるとともに、賄賂禁止を促すポスターを多数設置しなければならないぐらい、賄賂が横行していることを実感しました。



写真2 賄賂禁止を促すポスター

**【第Ⅲ章】** ここからは東南アジア各国における知財制度と模倣品対策、特に模倣品対策の部分ではどういう執行機関があるかという、制度的な事項をご紹介させていただきます。

**【タイ】**

近年の動きでは、2013年に国家知財権執行センター(NICE)が設置されました。日本とのPPH開始はご存じのとおりです。また、今年の8月に改正著作権法が施行されました。ネット上での著作権違反に対処する改正で、大きな進展といえます。商標法は、マドプロ加盟などを含んで、現在、改正法案が作成されています。

模倣品・海賊版ですが、模倣品が市中にあふれています。手口も巧妙化しています。模倣品先進国である

中国ほどの先端ではないのですけれども、商標ラベルを本体と別に保管したり、いろいろな部品を分けて持ち込み、現場で組み立てるなど、工夫が為されています。

米国通商代表部(USTR: Office of the United States Trade Representative)のスペシャル301条では、優先監視国に据え置かれています。東南アジアの中では、タイとインドネシアの2カ国が優先監視国です。

特許出願については、顕著な増減傾向は無く、目立ったトレンドはございません。

タイの特許庁には、模倣品との関係では、Office of Prevention and Suppression IP infringementという部署がありまして、関係機関間のコーディネーションをすることになっています。普通の文官がいるので逮捕権や捜査権はないのですが、鑑定をしてくれとか、警察等から侵害かどうかとか、いろんな照会を受けて調整的なことをやるし、相談にいつでも来てくれというふうに彼ら自身は言ってくれております。

タイの執行機関としては、警察、税関、特別捜査局(DSI)があります。DSIは法務省下の組織で、格好よく言うとアメリカのFBIのようなものです。彼らは捜査も逮捕もできます。なお、日本の検察は特捜部が有名なように、自分たちで捜査や逮捕をできますが、タイの検察は捜査権も逮捕権もありません。純粋な起訴しかできないのです。

次に、税関の組織のご紹介です。タイの税関には知的財産調整センター(IPR Coordination Center)があります。水際措置の手続は、通報を受けた代理人が赴き、本物か偽物かを見極めます。代理人が立ち会って、写真を撮り、権利者に照会することもあります。そして、模倣品と確認した場合には、侵害品の差し止めや罰金の請求などを行い、応じない場合には検察に相談したりします。

国内市場の取り締まり機関について、ひとつ目が経済警察(ECD)です。ECDと呼ばれる経済犯罪を取り締まる組織ですが、国内における損害金50万バーツ以下の事件を扱い、あまり大きい事件は扱いません。また、英語を話せる人は少ないです。なかなか知財の話を理解してもらうのは難しいのですが、実際の夜店の摘発などをやってくれます。

そのいわば対極にあるのが前述したDSIです。この中に知的財産犯罪部という部があります。DSIは、

政治家の不正追及などもしますが、大規模な模倣品の取り締まりには軍を出動させて、ヘリで現場に向かって侵害品を押収したこともあるようです。実際に日系企業の中にも DSI を通じた摘発の実績があります。

裁判所ですが、タイには知的財産・国際取引中央裁判所 (CIPITC) がございます。これは 97 年に設立されたアジアで最初の知財等を専門に扱う裁判所です。検察庁の中にも知的財産・国際取引部という部門があります。CIPITC は、日本の知財高裁とは違って第 1 審レベルです。ただ、その次はもう最高裁に行くようで、いわば 2 審制です。

次に、裁判の流れです。途上国全般に共通することですが、模倣品事件を民事で闘うケースは少数です。事件の多くは刑事です。

また、事例は少ないですが、タイでは権利者が起訴できます。日本だと起訴できるのは検察ですよ。タイは検察も起訴を当然するのですが、権利者が起訴できます。さらに、検事と権利者が共同して起訴する制度もあります。

CIPITC が扱った侵害事件の件数ですが、刑事が圧倒的に多く、また、商標や著作権の事件が大多数を占めます。反対に言えば、特許の事件は少なく、また、民事も相当少ないと言えます。

なお、これらの事件の中には外国企業同士が争うケースもあります。模倣品や不正商品の訴訟の場合には、もちろん現地の、タイだったらタイの模倣品販売店など、悪いことをしている人達を訴える場合がほとんどですが、そのほかに、例えば日本の企業と欧米の企業が特許で争う、日系企業同士が特許権の侵害訴訟で争うこともございます。現地に生産拠点がある場合に、工場で実施している製法の特許をめぐる日系企業同士が争ったケースもございます。

タイの留意点ですけれども、権利取得では、特許の権利化の遅延が知られています。これは昨年からは PPH が始まりましたので、使っていただくとよいでしょう。あと、商標の識別力。これはアルファベット 3 文字が厳しいというのを何度もよくお聞きしました。現地の代理人はどうかというと、東南アジア諸国の中では、層は比較的厚いと思います。

取り締まりに当たっては、どの機関にアプローチするかです。税関や警察のほかに DSI もありますし、知財局の中にも先ほどご紹介した Suppression Office が置かれていますので、行ってみてもよいと思います。

他方、検察は彼ら自身に捜査権や逮捕権はないため、最初から行っても得るものは少ないかもしれません。

なお、執行機関との連携では、真贋判定の方法を具体的に説明しなければなりません。説明する内容は、先方の職員を通じて漏れることにもある程度覚悟が必要です。

あと、タイでは、知財官民対話といって、半年ごとに JETRO バンコク事務所などが中心となりタイ政府側と対話をしています。タイの税関や ECD, DSI, あと検察、特許庁などが集まり、話を聞いてくれる場です。タイでの事案があれば、事態の打開を目指して、この官民対話にその事案を載せるのもひとつの選択肢だと思います。

#### 【ベトナム】

最近の動きですと、知財法が施行されて、著作権の権利が延長され、不正商標ラベルが刑罰化されました。これはラベルだけを持っていても罰則とするもので、2010 年に制度化されたものです。そのほか、エンフォースメント関係の政令・通達の公布が進行中ということで、通達がたくさん出ております。

模倣品・海賊版ですが、ベトナムは中国と国境を接していますので、どんどん入ってきます。ただ、内製、ベトナム人自身が作る模倣品もそれなりにあると言われております。

米国のスペシャル 301 条では監視国になっております。東南アジアですと、先ほど優先監視国はタイ、インドネシアと申しましたが、この監視国という 3 番目のランクのものはベトナムだけです。ですので、東南アジアの中ではこれらの 3 カ国がスペシャル 301 に載っていることとなります。

特許出願の統計では、ベトナムは明らかな増加傾向にあると言えます。特に日本のシェア、日本からの出願が増えているようです。

その特許出願を審査するベトナムの特許庁ですが、ベトナム国家知的財産庁 (NOIP) と呼ばれています。300 人ぐらいの職員の組織ですが、これは科学技術省の下です。普通、いわゆる特許庁は、日本の経済産業省のような貿易省や商務省の下、あるいは法務省の下が多く、科学技術関係の省庁下に置かれているのは、東南アジアの中では NOIP だけです。世界的にも少数派です。エンフォースの関係では、特に独立した部署はないのですが、コーディネーションを行うことになっていまして、日本の特許庁からも職員を派遣し、

JICAの専門家としてNOIPの中にオフィスを持っています。そこでエンフォースも含めた知的財産の環境整備のための技術協力を現在も行っております。

執行に関する機関としては、警察、市場管理局、税関のほか、科学技術省、情報通信省、文化省、農業省の各省に監査局が設けられ、各省が所掌する法令に基づく捜査権を持っているため、色々な関係機関があります。このほかにも各地の人民委員会なども関わってきます。

社会主義国の1つの傾向かもしれませんが、とにかく何でもルールを決めて、それが発せられます。多くは政令や、大臣通達などの形で発せられます。そして、侵害品に対する罰金額や侵害事例の細則を出します。それが比較的頻繁に変わります。改定が多いこともあり、こういった通達や政令をフォローするのが大変なくらい数が多いのが特徴でもあります。

税関ですが、税関登録制度があります。ですので、侵害被疑品などで、こういうのが来たら事前にとめてくれという仕組みはあります。もちろん登録するだけではだめで、真贋判定セミナーなどを通じて、税関職員に対して説明をしなければ、実効性は確保できません。また、彼らのほうから、模倣被疑品を見つけたので権利者に照会したいとの問い合わせがJETROハノイ事務所に届くこともあります。ただし、税関との関係では、ひとつ懸案があります。侵害被疑品が見つかったとしても、その箱を無条件には開けさせてくれないのです。保証金を積まないで箱をあけてくれないし、写真も撮れない、写真も送ってくれません。では、どうやって確認できるのだという、それは保証金を積んでくれという話になります。ただ、よくわからないお金ですから、権利者側としては積みたくない。そこで、昨年、JETROハノイ事務所と現地税関との間で、覚書を結び、JETROを介して写真情報の授受などを実現する仕組みが始まりました。この仕組みもお役に立つことを期待しています。

国内に入ってくると、今度は経済警察（EPD）で、模倣品や海賊版などを取り締まります。警察も、中央レベルから地方の県レベル、市町村レベルにそれぞれあるのですが、各レベルの警察がEPDや人民委員会の監督下に置かれます。このようにプレイヤーの数が増えてくるのがベトナムの悩みの一つと言われています。

次に、市場管理局です。これは商工省の中の1つの

局で、市場取引に関する取り締まりを行っています。市場が対象となります。EPDと市場管理局の違いについて簡単にご説明します。EPDはもっぱら商標や地理的表示の違反を扱うだけですけれども、製造を含む多くの侵害形態に対する捜査権を持ち、踏み込んで調べることができます。片や、市場管理局は、市場と関係ないところはできず、市場から離れた製造現場に踏み込むよことはできないのですが、例えば市場の中で、売られている商品を見て、「あっ、にせものだ」というときには、ぱっとそれを捕まえることができます。市場内で売られている商標法違反や著作権法違反などの不正商品を取り締まることができるのが、市場管理局になります。

そのほか、先ほどご紹介した科学技術省をはじめ、各省に監査部という部署がありまして、それぞれ所掌する法律で規定された侵害行為に関する取り締まる権限を持っています。

次に、裁判所です。ベトナムの裁判所は2審制です。知財の場合は、第1審を中央裁判所で行います。上訴は最高裁で扱われます。ただ、裁判実績は少ないようです。社会主義国ですし、行政機関が強く、執行当局も充実しているので、行政処分への期待が大きい傾向にあります。

ベトナムの留意点ですが、権利取得に関して、審査が遅いという問題につきましては、来年4月から日本の特許庁とPPHを始める予定ですので、それを利用されることで特許は、早期の権利化が期待されます。

模倣品の取り締まりに関する事前の対策について、市場管理局との個別協力として、企業の中には、市場管理局とMOUなどの覚書を結ぶケースもあります。それにより、例えばその会社の営業の人が市場に行っていて、ぱっとにせものを見つけたときに通報すれば、速やかにそれを摘発・除去してくれるとか、そういう約束ごとをして一定の成果を挙げた企業さんもいらっしゃると思います。あとは、先ほどご紹介した税関とJETROの照会のスキームといったものもござい

ます。法的手段の検討ですが、ベトナムは行政処分が主流です。執行機関が沢山ある。たくさんあって困るというのもあるのですが、後ほど紹介するインドネシアなどと比べると、ある意味、ぜいたくな悩みとも言えます。

執行機関との連携に際して、ベトナムの場合、ファ



シリテーション、いわゆる賄賂も関わりますが、これは公務員にとって事実上給料の一部ですので、なかなか難しい問題です。東南アジアの中で賄賂問題が比較的深刻だと言われているのは、ベトナムやインドネシア、カンボジアなどです。

#### 【インドネシア】

近年の動きですと、2012年に税関への申請手続きができ、現在、細則を整備中です。関税法には、法律上、権利者が申請して、止めてくれと言ったら、止めるなり調べるなりできると書いてあるのですが、それを実際に動かすためには規則がないと、ずっと言われてきて、ようやくその規則ができました。それで、規則ができたから、申請できるようになったのかということ、現在は、さらにその細則を策定中ということです。なかなかのんびりしています。

模倣品・海賊版ですが、知財総局に捜査局が設置されたのが2011年です。それまでも、インドネシアの特許庁に当たる知財総局の中には文民捜査官はいたのです。その捜査官を集めて、これまでいろいろな部署の下にぶら下がっていたのを集めて1つの局にしたことで、体制の強化を図ったのが2011年です。また、2015年7月には、刑事捜査の執行に関する通達が出されて、執行の手続きをある程度、明確化しました。

出願は、日本の出願のシェアが少し上がってきていることが見てとれます。

出願を審査するインドネシア特許庁に当たる知的財産総局は、職員が600人ぐらいで、東南アジアの中では大きい。知的財産庁としては一番大きいかもしれません。特徴は先ほど申し上げた捜査局の存在で、数十名程度ですけれども、模倣品などの取り締まりを担当しています。ちなみに、捜査局の入り口には日本メーカー製のオートバイの本物とにせものが展示されています。

インドネシアの執行機関は、警察と税関、基本的にこの2つです。2つしかないうえに、国内の警察は結構腐敗していると言われていまして、いきおいインドネシアの知財総局の捜査官が期待、望みとなります。そして、インドネシアの知財総局の捜査官の仕事の多くが日系企業相手だとも言われています。また、税関は、先ほど申し上げましたように、差し止めのための申請手続きがないということで、お手上げに近い状況です。先ほどベトナムはある意味ぜいたくな悩みと言いましたのは、インドネシアには執行機関が2つしか

なくて、どちらもそれぞれだめですと。だから、やりようがないというのが基本的な見方です。

次に、裁判所です。裁判所一般で、一番よく問題になるのは、汚職というか、要するに、お金をくれ、くれたら勝たせるよということ。これをあけすけに求めてくるようです。ただ、それにお金を渡しに行ったら、警察が張り込んでいて、日系企業の現地法人幹部が捕まって、収監されたこともありました。お金を渡さないで勝てないなら裁判で勝てないじゃないか、どうするのかという話があります。例えば、最高裁まで行けば、さすがに世間の目もあるので、権利者の中には、そういう大事な裁判のときは、マスコミに事件を載せたり、現地の各国在外公館、例えばアメリカの大使館に、今、うちはこういう裁判で不当に負けていて最高裁まで行っているから、これにぜひ注目してくれと書簡を送るなどして、世間の関心を高め、プレッシャーをかけるなど、工夫されたケースもあるようです。

インドネシアの留意点についてご紹介します。権利取得については、誤訳の懸念があります。実際に裁判まで争って権利が使えなかったケースがあります。

現地代理人については、複数の事務所を同時に使って摘発したケースもあるようです。事務所間で競争させたということです。インドネシアの事務所の質には開きがあるとも聞きますので、いろいろなオプションを考える必要があります。

取り締まりに関する検討では、真贋判定について、先方当局者に何をどこまで伝えるのが重要です。伝えた情報の一部は多くの場合、裏に流れてしまいますから、多分、企業の方もほんとうに大事なポイントは伝えないのですけれども、どこまで伝えて先方にやってもらうかを判断する必要があります。あと、ファシリテーション、賄賂も前に述べたとおり難しい問題と思います。

#### 【フィリピン】

近年の動きですと、2012年にマドプロに加盟しました。東南アジアでは、シンガポールとベトナムに次いで3カ国目です。また、同年7月には著作権法を改正しました。フィリピン知財庁が著作権の侵害行為について捜査権を持つなど、エンフォース関係の強化がなされています。

模倣品・海賊版については、様々な活動が評価され、2012年にはアメリカの「ノートリアスマーケット」リ

ストからフィリピンの市場が削除され、2014年にはスペシャル 301 条の「監視国」からも除外されました。

出願傾向は、商標は増加傾向にあると言えます。

出願の国籍別ですが、フィリピンは珍しく日本が少なく、欧州や欧米が多くなっています。

特許出願などを審査するフィリピン知財庁ですが、模倣品については行政処分もできる機関です。

刑事摘発については、警察のほかに、国家捜査局 (NBI) や、光メディア委員会という行政組織が担います。行政摘発については、知的財産庁や貿易省という貿易関係の役所が当たっています。

警察の中には経済犯罪を専ら取り締まる部署があります。全部で 30 人ぐらいと、あまり大きくはないのですが、警察の中にもこういう部署があります。また、国家捜査局 (NBI)、これは法務省の下です。先ほどのタイの DSI にちょっと似ていて、これも格好よく言えば FBI のような組織です。

次に、光メディア委員会です。これは光メディア法という法律があって、そこでディスク関係の登録などを全部所管してしまっていて、海賊版対策もやっています。

続いて裁判です。1つの特徴を挙げますと、フィリピンは 3 審制で、地裁、高裁、最高裁と進むのですが、2011 年に知的財産訴訟に関する新たな手続、規則ができて、特別商事裁判所という、知財を含むビジネス関係の事件を迅速に処理するためのバーチャルな裁判所を設置することになっており、速やかな進行が期待されます。

各措置の流れですが、刑事の場合、令状をとって進めます。民事の場合は特別裁判所などを通じて速やかな裁判を求めることができます。行政措置、被害総額が 20 万ペソ以上の場合は知財庁に申し立てて、20 万ペソ以下の場合は貿易省や法務局に申し立てることになります。

### 【シンガポール】

シンガポールは、国内に流通する模倣品・海賊版の問題は比較的少ないです。他方で、問題となるのが、自由貿易港、FTZ における不正商品の積みかえです。税関登録制度が無いことも相まって、困った問題です。

摘発執行機関は警察と税関の 2 つで、商標権と著作権を扱っています。すなわち、特許と意匠は民事でやってくださいという国です。国内での取り締まり実

績も、2000 年初頭から 10 年までの間に、減ってきております。

次に、税関ですけども、税関登録制度がないのが問題です。何しろ世界屈指の取扱高を誇る港ですから。ただ、シンガポールというのは都市国家で、物流で生きている国ですので、模倣品を問題視していないわけではなくて、港湾のオペレーションを妨げるような仕組みを入れることが、彼らにとっては死活問題であり、税関登録制度も取り入れないようです。そして、彼らの言い分は、登録制度は入れないけど、具体的にこのコンテナを止めて、調べてと言われたら、それは調べる、それでいいじゃないか、ということになります。

### 【マレーシア】

マレーシアは、シンガポールに次いで経済的にも発展しております。経済的に伸びてくると、自ずと模倣品や海賊版の国内流通は減ってきますし、また、発展に伴い知財制度も整備されてきました。近年の動きでも、2011 年には電子出願制度や早期審査制度も導入されています。タイやフィリピンでも電子出願制度が導入されていますが、よく普及しているのはシンガポールとマレーシアぐらいです。2013 年には意匠法を改正し、権利期間が最長 25 年になり、世界公知基準となっております。

模倣品・海賊版は多岐に及ぶものの、国内の状況は周辺国に比べるとましといえます。経済的にも発展してきているので、その分、相対的によいといえます。他方で、不正商品のゲートウエーになっている懸念があります。というのも、中国税関が差し止めた不正商品の仕向け地としては、高い順位にあります。

なお、税関登録はないのですけども、国内の役所がそれに近い制度を国内市場向けに行っていて、BOB (BRAND OF BASKET) と呼ばれています。

マレーシア税関の差止対象は、商標権と著作権侵害です。なお、税関には、取り締まりのための登録制度はありません。この点はシンガポールと同じです。また、国内における取り締まりは、警察のほかに、映画、CD、DVD などについては、同じく内務省の下の映画製作物検閲管理執行部が置かれています。また、国内取引・共同組合・消費者省 (MDTCC) が、前述した BOB という模倣品対策として商標権を登録する制度を導入しています。そこに登録しておけば、もちろん登録に伴う技術的な説明は必要ですけども、取り締ま

りの可能性も高まります。

#### 【ミャンマー】

目下、特許法も商標法もありません。当局の担当者は、一生懸命、法律をつくろうとはしているのですが、成立時期は予断できません。そういった状況ですが、さすがに特許権の取得は無理だとしても、「商標権」ぐらいは取っておきたいと思う企業、現地の方は数多くいらっしゃいます。そして、そういう方は登記法に基づく登記を行っています。登記法では、本来的には不動産などを登記するのですが、登記所へ資料を持っていき、この商標を登記してくださいと申請したら、それを記録、登記して、判子が押されたものが後日返ってくる。次に、公報は出ませんので、自分で新聞に広告を打ちます。あとは、実際に使っていれば、より正当な権利者であることが主張できると言われます。この商標の登記が盛んに行われていまして、ミャンマーの新聞は、毎日、登記した商標の広告が載っています。

#### 【第4章】最後に、ASEAN についてご紹介します。

ASEAN は 1967 年に発足しました。最初は 5 カ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）だったのですが、84 年にブルネイ、95 年にベトナム、97 年にラオス、ミャンマー、99 年にカンボジアが参加して、今の 10 カ国体制になりました。そして、2015 年末には ASEAN 共同体が発足する予定となっています。

ASEAN 共同体は、政治・安全、経済、社会・文化の 3 つの共同体の集合体です。これらの中で注目度が高いのは経済共同体で、ASEAN 経済共同体は英語表記の頭文字から AEC とも呼ばれています。その中には様々な分野があるのですが、知的財産権もその中の 1 つに位置づけられており、種々の取り組みを行うことになっています。

ただし、ASEAN 共同体ができたらどういふ世界になるのかというと、EC、欧州連合あるいは欧州政府のような仕組みはできません。

たとえば、共通通貨です。AEC においては、ユーロのような共通通貨はできません。欧州共同体は、お金を刷る権利のほかにも、裁判にかける権利とか逮捕する権利などの国家の主権をみんなが持ち寄って、欧州政府、欧州議会をつくり、各国がそこに主権の一部を移譲したのです。だからこそ、通貨、お金を刷る権利

などのお金の共通化ができ、特許の世界ですと、欧州単一特許ができたり、欧州特許裁判所ができたりする。すなわち、いろいろ難しい問題はありますが、お互いの信頼関係のもとに、裁判を受ける権利などの主権を持ち寄って、いろんなものができ、欧州議会や欧州政府も存続することになります。

他方、ASEAN 共同体にはそういったものはありません。主権を持ち寄るのではなく、各国それぞれの主権は保ったまま、ルールなどを各国で合わせていこうという話です。そのため、共同体として到達するゴールのレベルがまず違うといえます。知的財産権についての議論もなされていますが、ASEAN 統一特許ができるといった話ではなくて、皆がそれぞれマドプロに入ろうとか、PCT に入ろうとか、各国の商標出願に関する審査期間は、問題がない場合には出願から 6 カ月で登録できるようにしようとか、そういった目標を各国で共有する話です。もちろん、それだけでも大変なことですし、多分、全部の目標は到底達成できません。そのため、年末になったらすごいものが ASEAN にできるのではないかと、そうではなくて、今の延長線上で色々な努力をしている ASEAN の国々が存在する、ということになります。

次に、ASEAN における知財についての取り組みを遡ります。95 年に ASEAN 知的財産協力枠組協定ができ、その後、5 カ年計画などの行動計画を重ねて現在に至っています。

それらの中身を少し見ますと、1995 年、協定の目玉として、ASEAN 特許庁構想が入りました。みんなと一緒に何かやるぞといって、たとえばブルネイは 40 万人しかいないし、特許庁もみんな 1 個あればいいよねといって始めたのです。

そして、98 年に策定されたハノイ行動計画においても、ASEAN 特許制度を 2000 年までにつくるという目標時期まで盛り込まれました。しかし、2000 年までに同制度は成立せず、次に策定された行動計画 2004 - 2010 年ではその件はなくなりました。他方で、同計画には ASEAN 意匠制度の検討が盛り込まれ、2007 年に策定された AEC ブループリントにも、意匠に関する統一出願制度の構築が盛り込まれたのです。しかし、その後策定された知財行動計画 2011 - 2015 にはその意匠の話もなくなり、結果として、統一制度に関する具体的な記述は全て無くなってしまいました。ASEAN らしいのですけども、いろんなものを出して

は、何となく無理だねという、できないものは取り下げて、やれるものやっという柔軟性があります。

現在の5カ年計画では、先ほどご紹介したように、6カ月以内に商標をやろうとか、ASPEC（特許審査協力）を進めるとか、マドプロ、ハーグなどの国際条約に入ろうと、各国で協力していろいろやっいきましょうということが書いてあって、彼らは目いっぱい、いろんなことをやるぞというのです。個別の申請ごとに担当国も決めるのですが、なかなか計画通りには進んでいません。

28のイニシアチブの下には100を超える具体的な計画があるのですが、なかなか実現していません。28のイニシアチブのうち10の取り組みが実現できていないとも言われており、特に条約加盟に関しては、未加盟の国がたくさんあるので簡単ではありません。

ところで、ASEANには知財協力作業部会という知財に関する部会が置かれています。今年8月からはブルネイ知財庁の長官が議長になり、今後、ASEAN知財計画2016－2025という10カ年計画の策定、実施準備を進めています。ASEAN各国の知財を考えたときには、AECという共同体というのがありますけども、それでいきなり地域特許商標制度ができるとか、みんなが目標どおり年末になると急にマドプロに入っているとか、そういうことはあり得ません。そのため、東南アジアにおける知財の環境を考える際には、今ある制度の延長線上で捉えて、模倣品対策の取り組みなどを進めていただければと思います。

## 【第V章】 質疑応答

ご質問の1つ目、市場規模の小さい国で調査の費用をかけても仕方がないときに、低予算でも実施できる模倣品対策はあるのでしょうかということですが、例えば新聞広告です。小さい国でラオスなどありますが、新聞広告で一定の効果は出るかもしれません。新聞広告で効果があったというお話もお聞きします。一方で、小さい国なりにレイドをしているところもあります。結局はケース・バイ・ケースと思います。

次のご質問は先使用権ですね。先使用権の要件につ

いて、日本と異なる国があるかということです。先ほど、権利によらない保護のスライドでお見せしたとおり、先使用権あるいはこれに類する制度がある国は相応にあります。ただ、留意点や相違点まではフォローし切れておりません。何しろ実例がないのです。これも途上国全般に言えることですが、細則や規則をつくっていませんので、調べても何も出てこない。だから、やってみるしかないということになります。ですので、タイでの先使用権の権利が認められた事例がありますかというご質問も、私自身は承知しておりません。

日本の警察では、あまり告訴状を受理してくれないが、タイでの警察の告訴はこれと異なるかということですが、模倣業者に対しては、民事的な解決が見込まれないこともあり、告訴状を受理しないことは少ないのではと思います。実際に何か取り締まってくれと言って、それがほんとうに黒であれば、やってくれる印象を持っています。

あと、CIPITCへの告訴は有効かというご質問です。これは権利者の方が直接訴えるということだと思うのですが、事例としては、やはりまだ検察が訴えるほうがメジャーではあります。CIPITCでの告訴はある種の直訴といいますか、裁判所に直接、権利者が告訴できるという仕組みです。そういう意味では、もし経済警察とかDSIが扱ってくれない場合でも、直接訴えるというのは、それを補う制度にはなろうかと思えます。その場合には、さすがに検察庁の中の知財国際取引部とも事前の調整をする必要があると思います。

ただ、申しあげましたように、検察には捜査権がありません。そのため、権利者みずからいろいろ動いて、それこそ証拠を固めるなど、より積極的に動く必要があると思います。

なお、本資料の内容は正確を期しているものの、必ずしもその正確性を保証するものではありません。ご了承ください。

— 了 —

(原稿受領 2016. 6. 14)